

地域生活支援拠点事業の利用について

和泉市では、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように障がい者等やその家族の地域生活における**緊急事態**の支援体制を整備しています。

この取り組みは、今すぐ支援が必要な「緊急時」への対応と、将来起こりうる「緊急時」に備えるために、相談支援専門員や短期入所等のサービス事業所の理解と協力が必須になっています。

緊急事態の定義

介護者が急病、入院、葬祭、死亡等で突発的に不在、もしくはそれに近い状態になり、障がい者等のケアが出来ず、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活が出来なくなる状態。

≪制度の利用可能時間について≫

平日（月～金のみ、祝祭日は除く）の9時から17時

≪利用対象者≫ 下記①～⑤全ての条件を満たすもの

- ① 利用者の年齢が、18歳以上64歳以下
- ② 和泉市内で家族(介護者)と同居 ※世帯状況は問わない
- ③ 短期入所の支給決定を受けている
- ④ 障がい支援区分4以上
- ⑤ 計画相談支援を利用している

≪相談支援専門員の役割≫

緊急事態が発生するまでの動き

- ① 担当している障がい者等の緊急事態発生リスクを判断した上で、地域生活支援拠点事業の利用対象者に該当するかを確認し、担当の障がい者相談支援センター（委託相談）に相談し、対象者の要件の確認や手続きについての助言を受けます。
- ② 障がい者相談支援センター（委託相談）に相談の上、該当する場合は、障がい者等やその家族に事前登録の提案を行います。
※下線……の提案を行う際は、『利用者様家族様用地域生活支援拠点事業の利用について』（仮）を活用する。
- ③ 障がい者等やその家族が登録を承諾した際は『基本情報シート』を作成し、事前登録の準備（※参照）を整えた上で『事前登録届出書』と一緒にコーディネーターに提出してください。事前登録届出書作成時に、必ず緊急時の移送担当者を決めておいてください。また、事前登録届出書の提出後は、写しを配布する等して利用されている各サービスの事業所（登録の対象外のサービスであっても、利用時に緊急事態が発生する可能性もあるため

内容の共有が必要)への周知もお願いいたします。

※事前登録の準備について

和泉市内の事業所のうち、登録しようとしている事業所(3か所)と契約を交わし、当該事業所での見学や体験利用を勧めておいてください。契約を交わした事業所には、基本情報シートを渡した上で内容を共有しておいてください。

- ④ 基幹相談支援センターで基本情報シート等の内容を確認し、必要に応じて現状の支援の見直しや再調整を行います。

緊急事態が発生した後の動き

- ① 緊急事態発生時の初回の受入れ施設の調整は、コーディネーターが行います。

その後、短期入所支給決定の利用範囲(7日以内)を超え利用継続が必要な状態であるが、受入れ施設が対応できない場合は、次の入所施設等の調整を相談支援専門員が行ってください。

